

# 福岡県公報

平成27年3月27日  
第3680号

## 目次

### 告示(第289号-第354号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) …………… 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 7
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 7
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 9

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 13
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 13
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 15
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 15
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 15
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 15
- 廃川敷地等の発生 (河川課) …………… 16
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 16
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 16
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 17
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 17

○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………17
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………17
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………17
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………18
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………18
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………18
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………19
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………19
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………19
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………19
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………20
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………20
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………20
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………21
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………21
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………21
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………22
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………22
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の中止	(警察本部会計課) ……………22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………22
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………23
○土地改良区の換地処分	(農村森林整備課) ……………23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………23
○平成26年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課) ……………23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………24
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	

	(中小企業振興課) ……………24
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課) ……………24
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………24
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………25
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………25
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………25
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課) ……………25

**公安委員会**

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課) ……………26
-------------------------	---------------------

**雑 報**

○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………104
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………105
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………105
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………106
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………106
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………107
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………107
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………108
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………108
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………109
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………110
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………110
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………111
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………111
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………112
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課) ……………112

**告 示**

## 福岡県告示第289号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区 〃	柴田 勝善 柴田 和也	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区 (西浦加入区)	二双吾智網漁業
福岡市西区 〃	富永 友喜 柴田 幸男	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区 (唐泊加入区)	二双五智網漁業

## 福岡県告示第290号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
524	福岡市城南区田島六丁目12番26号 一般財団法人 福岡県交通安全協会 福岡県自動車学校	福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校内	平成27年 3月20日

## 福岡県告示第291号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
525	福岡市博多区博多駅前一丁目19番3号 株式会社セイビ九州	福岡市城南区鳥飼五丁目2番25号 福岡市城南区保健福祉センター内	平成27年 3月20日

## 福岡県告示第292号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
52	春日市原町三丁目1番地7 クローバープラザ6階 公益財団法人 福岡県肢体不自由児協会	春日市原町三丁目1番地7 クローバープラザ6階	平成27年 3月20日

## 福岡県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方 線 宗 像 線	前	宗像市吉留1716番10先から 宗像市武丸992番先まで	9.1 ～ 29.5	480.0
			後	宗像市吉留1716番10先から 宗像市武丸992番先まで	9.1 ～ 29.5	480.0

**福岡県告示第294号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	直 方 線 宗 像 線	宗像市吉留1723番6先から 宗像市武丸992番先まで

**福岡県告示第295号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-----	---------------

北九州	岡 垣 線 玄 海 線	宗像市上八740番1先から 宗像市上八871番1先まで
-----	----------------	--------------------------------

**福岡県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	飯 江 線 長 田 線	みやま市瀬高町大草1077番7先から みやま市瀬高町大草1081番2先まで

**福岡県告示第297号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生51	医療法人 中須賀内科 循環器内科	福津市花見が丘一丁目5-15	H27・1・1
大生448	小野胃腸科内科医院	大牟田市大字三池380の1	H27・1・1
飯生320	新川町地藏通り診療所	飯塚市本町17-12	H27・2・12

宰生歯49	佐々木歯科医院	太宰府市朱雀二丁目29-12	H27・2・6
糸島地生歯48	いしいかおり小児歯科	糸島市前原西二丁目4番18号	H27・2・1
北筑後生歯3	ふきわけファミリア歯科	三井郡大刀洗町大字高樋2498-1	H27・3・1
南筑後生歯2	はら歯科クリニック	八女郡広川町大字吉常357-1	H27・3・1
田川生歯125	スマイル歯科医院	田川郡川崎町大字川崎562	H26・11・1
田生歯91	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	H27・1・1
み生訪3	船小屋病院訪問看護ステーション ほたる	みやま市瀬高町坂田91-1	H27・1・1
京生訪10	社会福祉法人敬愛会訪問看護ステーション ひびき	築上郡上毛町大字西友枝1938-1	H26・11・1

## 福岡県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生46	中須賀内科循環器科	福津市花見が丘一丁目5-15	H26・12・31
嘉鞍生3	加藤整形外科クリニック	鞍手郡小竹町大字勝野3474-1	H27・1・31
飯生117	谷口胃腸科内科医院	飯塚市本町17-12	H27・2・11

京生24	温知堂木下クリニック	京都郡荆田町富久町一丁目7-13	H26・8・27
大生248	小野胃腸科内科医院	大牟田市大字三池380-1	H26・12・31
飯生64	横山内科小児科医院	飯塚市中328	H27・1・30
北生歯78	志免歯科医院	糟屋郡志免町志免四丁目14番34号	H27・1・30
宰生歯32	佐々木歯科医院	太宰府市朱雀二丁目29-12	H27・2・5
糸島地生歯8	いしいかおり小児歯科	糸島市前原西二丁目4-18	H27・1・31
直生歯31	山本歯科医院	直方市大字感田若柳2202-6	H27・1・31
田生歯90	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	H26・12・31
鞍生薬31	小竹薬局	鞍手郡小竹町大字勝野字町下3472-25	H27・1・31

## 福岡県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大野生30	田中外科医院	たなか夏樹医院	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H26・12・12
朝倉生64	福嶋医院	医療法人 福嶋医院	朝倉市三奈木3111番地2	H27・1・1

み生9	新船小屋病院	船小屋病院	みやま市瀬高町長田1604	H27・1・1
直生薬33	(有)須崎町調剤薬局	須崎町調剤薬局	直方市須崎町14-3	H27・1・1
中生薬30	薬司堂調剤薬局	薬司堂薬局	中間市東中間二丁目12-23	H27・2・2
大生訪18	訪問看護ステーションきねん	大牟田中央病院訪問看護ステーション	大牟田市大字歴木1841番地	H26・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生101	池上泌尿器科クリニック	大野城市下大和二丁目18-10-1 F	大野城市下大和一丁目16-2	H27・2・12
中生40	医療法人山下医院	中間市東中間三丁目1-1	中間市東中間二丁目12番22号	H27・2・1
柳生薬3	上町薬局	柳川市上町48	柳川市上町50番1	H27・2・1
中生薬30	薬司堂薬局	中間市東中間三丁目2-21	中間市東中間二丁目12-23	H27・2・2
小生訪3	ハートフルシマダ訪問看護ステーション	小郡市小坂井337番地12	小郡市小郡278番地17	H26・12・13

福岡県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生マ3	吉塚 涼子（すまいるはり灸マッサージ院）	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5
大生柔70	山下 学（一の浦整骨院）	大牟田市一浦町126の4	H27・3・2
直生柔38	中村 敏行（中村整骨院）	直方市大字頓野1259番地11	H27・2・2
像生柔88	北野 拓也（おおしま整骨院）	宗像市大島1040-1	H27・2・13
福津生柔33	吉塚 和明（すまいる整骨院）	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5
福津生柔34	池田 康弘（すまいる整骨院）	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5
み生柔22	壇 大智（だいち整骨院）	みやま市瀬高町本郷136-1	H26・7・1
筑紫地生柔27	井上 昌己（まさき整骨院）	筑紫郡那珂川町五郎九二丁目35-1-102号	H27・3・23
粕生柔110	大石 竜平（ゆたか整骨院 新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前二丁目8-8-205	H27・2・1
粕生柔111	入池原 旬貴（きりん整骨はりきゅう院）	糟屋郡志免町志免中央三丁目7-1	H26・7・1
北筑後生柔5	土崎 教平（つくし整骨院）	朝倉郡筑前町依井498-1	H26・11・28
田川生柔29	若杉 成次（むさし鍼灸整骨院 田川）	田川郡川崎町大字池尻364-6	H27・2・3
福津生はき9	吉塚 涼子（すまいるはり灸マッサージ院）	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5

福岡県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生柔20	一の浦整骨院	大牟田市一浦町126-4	H27・2・28
筑紫生柔65	吉原 雅英(ときわ整骨院)	筑紫野市美しが丘南一丁目2-6エクレールスガワ102	H27・2・6
福津生柔8	吉塚 和明(すまいる整骨院)	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5
粕生柔59	森 伸哉(きりん整骨院)	糟屋郡志免町志免中央三丁目7-1	H26・7・1
粕生柔97	島村 三四郎(堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H27・2・1
遠生柔15	中村 敏行(希整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本二丁目10-36	H26・12・31
福津生はき4	吉塚 涼子(すまいるはり灸マッサージ院)	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5

#### 福岡県告示第302号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日

粕生柔63	光安 幸成(はかせ整骨院)	糟屋郡粕屋町大字長者原237-1船越ビル105	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目1-33船越ビル1階	H27・2・21
-------	---------------	-------------------------	-------------------------	----------

#### 福岡県告示第303号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
柳介業46	そうごう薬局 柳川本城町店	柳川市本城町3-2	H27・2・1	居管・予居管
飯介業153	カイト薬局	飯塚市勢田1286-1	H27・1・27	居管
大居264	有限会社くま	大牟田市八本町168	H27・3・1	訪介・予訪介
像居103	ヘルパーステーション湊の杜	宗像市神湊411	H27・2・1	訪介・予訪介
像居104	デイサービスセンター湊の杜	宗像市神湊411	H27・2・1	通介・予通介
像居102	ヘルパーステーション日の里	宗像市日の里一丁目30-13	H27・2・1	訪介・予訪介
粕居182	ヘルパーステーションらくらく	糟屋郡新宮町大字上府878-1	H27・3・1	訪介・予訪介
粕居181	デイサービスしんぐう	糟屋郡新宮町大字上府878-1	H27・2・1	通介・予通介
福津居75	九電ケアタウン デイサービス花見の森	福津市花見が丘三丁目28-2	H27・3・1	通介・予通介

う居49	浮羽クリニック 通所リハビリテ ーション	うきは市浮羽町東隈上342 - 9	H18・4・1	通り・予通り
み居65	デイサービスあ とりえ	みやま市高田町濃施653- 1	H25・6・1	通介・予通介
嘉麻介23	医療法人金丸医 院	嘉麻市漆生1603	H26・10・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 短療・療養・ 予訪看・予訪 り・予居管
み居51	ヘルパーステー ションぱれっと	みやま市高田町濃施653- 1	H27・2・26	訪介・予訪介

**福岡県告示第304号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫居84	訪問介護事業所エルスリー筑紫野	訪問介護事業所ひまわり福岡南	筑紫野市針摺南一丁目6-18（アクセス朝倉103号）	H27・2・1
粕居160	エルスリー福岡新宮	訪問介護事業所ひまわり福岡北	古賀市天神七丁目8-13ファーミー鈴木105号	H27・2・1

み居51	高齢者総合ケアセンターのぞえの杜	ヘルパーステーションぱれっと	みやま市高田町濃施653-1	H27・2・26
------	------------------	----------------	----------------	----------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北支2	医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-3	H27・2・21
筑紫居84	訪問介護事業所ひまわり福岡南	筑紫野市大字立明寺588-1	筑紫野市針摺南一丁目6-18（アクセス朝倉103号）	H27・2・1
粕居160	訪問介護事業所ひまわり福岡北	糟屋郡新宮町大字上府1107-1	古賀市天神七丁目8-13ファーミー鈴木105号	H27・2・1
粕居16	ひまわりデイケアセンター	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-3	H27・2・21

**福岡県告示第305号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
像支34	ケアプランセンターよりあいの家	宗像市武丸917-1	H27・2・28



粕居104	さくら・介護ステーションきりん	糟屋郡志免町志免三丁目9-36 (チェリーハイツA-205)	H27・2・28
-------	-----------------	-----------------------------------	----------

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
遠支29	ゆめの里ケアプランセンター	遠賀郡遠賀町大字虫生津692-6	H27・2・28
遠居73	ゆめの里デイサービスセンター	遠賀郡遠賀町大字虫生津692-6	H27・2・28
遠居78	ゆめの里ヘルパーセンター	遠賀郡遠賀町大字虫生津692-6	H27・2・28
嘉鞍居14	ゆめの里鞍手デイサービスセンター	鞍手郡鞍手町大字古門4114	H27・2・28

## 福岡県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	江島線 筑後線	三潴郡大木町大字笹淵975番1先から 三潴郡大木町大字大角1724番1先まで

## 福岡県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川市大字夏吉241番10先から 田川市大字伊田3874番1先まで	13.8 ～ 27.0	278.0
			後	田川市大字夏吉241番10先から 田川市大字伊田3874番1先まで	13.5 ～ 27.0	

## 福岡県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川市大字夏吉241番15先から 田川市大字伊田3874番1先まで

## 福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	苅 田 採銅所 線	前	京都郡苅田町大字法正寺 357番1先から 行橋市大字徳永355番先 まで	10.7 ～ 23.0	978.0
			後	京都郡苅田町大字法正寺 357番1先から 行橋市大字徳永355番先 まで	10.7 ～ 23.0	

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	苅 田 採銅所 線	京都郡苅田町大字法正寺357番1先から 京都郡苅田町大字黒添3番先まで

福岡県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年10月23日福岡県告示第1789号小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

小竹町

2 都市計画事業の種類及び名称

小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道

3 事業施行期間

平成17年1月5日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年度福岡県告示第1789号の事業地に次の区域を加える。

小竹町 大字勝野 字水落、字樋ノ口、字宮ノ下及び字灸ノ坪の各字の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月28日福岡県告示第540号鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

鞍手町

2 都市計画事業の種類及び名称

鞍手都市計画下水道事業鞍手公共下水道

3 事業施行期間

平成8年6月13日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年福岡県告示第540号の事業地に次の区域を加える。

鞍手町 大字古門 字ウツギ原、字神崎、字西ノ浦、字高アブシ、字宮ノ浦、字藤山ヶ鼻、字神崎前、字尾述及び字土上池の一部

大字中山 字鳥田、字末崎、字高ノ口、字小橋、字五郎丸、字土与丸、字猿喰、字立林、字小部良、字生水、字山内、字中屋敷及び字鴻ノ毛の一部並びに字丸ヶ内及び字鍛冶屋ノ辻の全部

大字新北 字山田の一部

平成24年福岡県告示第540号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

鞍手町 大字中山 字明道及び字幸ノ浦の各字の一部並びに字檜崎、城ヶ崎及び古仏町の全部

- (2) 使用の部分
- 変更なし

**福岡県告示第313号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月28日福岡県告示第537号中間都市計画下水道事業中間公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
中間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中間都市計画下水道事業中間公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年3月23日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分

平成24年福岡県告示第537号の事業地に次の区域を加える。

中間市 岩瀬西町、長津三丁目、大字垣生字曾根ヶ崎、字羅漢、字八ツ廣、字八幡谷、字迎尾、字小山、大字上底井野字五楽、字曾根ヶ崎、大字下大隈字西田、字迎尾の各字の全部並びに蓮花寺二丁目、中間一丁目、土手ノ内一丁目、大字垣生字三軒屋、字六郎田、字八人町、字砂田、字保毛田、字小池、字九反間、字番城田、字下大隈田、字上大隈田、字向五楽、字五楽、字仁八田、字新縄手、字塔ノ元、字土取、字水早瀬、字城丸、字洗込、字高縄手、字通ヶ浦、字白塔、字木、字溜池、大字上底井野字通ヶ浦、字六反田、大字下大隈字村前、字洞ヶ、字尾尻、字宮田、字瀬戸の各字の一部

平成24年福岡県告示第537号の事業地のうち次の区域を削除する。

中間市 中間一丁目、中間二丁目の各字の一部

- (2) 使用の部分
- 変更なし

**福岡県告示第314号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年2月福岡県告示第206号宗像都市計画下水道事業宗像公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
宗像市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宗像都市計画下水道事業宗像公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和41年10月17日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分

平成22年福岡県告示第206号の事業地に次の区域を加える。

宗像市 大字神湊、牟田尻、江口、深田、田島、上八、田野、吉田、多禮、池田、  
公園通り3丁目、山田の一部および公園通り1丁目、公園通り2丁目の全  
部

- (2) 使用の部分  
変更なし

#### 福岡県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年1月福岡県告示第136号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津公共下水道（津屋崎処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
福津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業  
福津公共下水道（津屋崎処理区）
- 3 事業施行期間  
平成8年10月7日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成21年福岡県告示第136号の事業地から変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月29日福岡県告示第544号福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線の事業計画の変更

を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
平成20年6月30日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成25年3月29日福岡県告示第544号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年10月28日福岡県告示第1785号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線（折尾四丁目工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
平成22年9月15日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成23年10月28日福岡県告示第1785号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月21

日福岡県告示第1209号北九州都市計画道路事業3・4・199号折尾南北線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成22年7月21日から平成30年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成22年7月21日福岡県告示第1209号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第319号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月23日福岡県告示第488号北九州都市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線（中原）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成12年12月27日から平成32年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月23日福岡県告示第488号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年3月23日福岡県告示第488号の事業地に同じ

**福岡県告示第320号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

田川都市計画道路を変更（田川都市計画道路3・4・2号南大通り線の変更及び3・4・11号千代町横島線の廃止）

**福岡県告示第321号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宮 田 線 小 竹	前	鞍手郡小竹町大字新多 1463番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野 1905番10先まで	9.8 ～ 18.0	587.0
			後	鞍手郡小竹町大字新多 1463番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野 1905番10先まで	9.8 ～ 18.0	

**福岡県告示第322号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田線 小竹	鞍手郡小竹町大字新多1463番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野1905番10先まで

**福岡県告示第323号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線 水巻	鞍手郡鞍手町大字小牧339番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧北九鞍手夢大橋中央先まで

**福岡県告示第324号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡	県道	山田線 新宮	前	糟屋郡新宮町大字原上133番5先から 糟屋郡新宮町大字原上322番1先まで	11.0 ～ 27.0	795.0
			後	糟屋郡新宮町大字原上133番5先から 糟屋郡新宮町大字原上322番1先まで	9.3 ～ 21.7	

**福岡県告示第325号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	山田線 新宮	糟屋郡新宮町大字原上133番5先から 糟屋郡新宮町大字原上322番1先まで

**福岡県告示第326号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				うきは市浮羽町妹川2632		

久留米	県道	吉井川線	前	番1先から うきは市浮羽町妹川2772 番3先まで	2.2 ～ 30.0	1,010.0	
			前	うきは市浮羽町妹川2632 番1先から うきは市浮羽町妹川2875 番1先まで	11.2 ～ 67.6		1,343.5
			後	うきは市浮羽町妹川2632 番1先から うきは市浮羽町妹川2875 番1先まで	6.5 ～ 67.0		

**福岡県告示第327号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井川線	うきは市浮羽町妹川2675番1先から うきは市浮羽町妹川2875番1先まで

**福岡県告示第328号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	津和崎潤線	糸島市潤三丁目382番1先から 糸島市潤三丁目121番1先まで

**福岡県告示第329号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	富多城線	前	久留米市北野町中川1679 番1先から 久留米市北野町中川1630 番2先まで	6.7 ～ 13.5	109.2
			後	久留米市北野町中川1679 番1先から 久留米市北野町中川1630 番2先まで	9.4 ～ 13.5	

**福岡県告示第330号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月9日農林省告示第67号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第331号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

御笠川水系諸岡川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成27年3月27日

3 廃川敷地等の位置

春日市日の出町二丁目92番2

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

14.74㎡

**福岡県告示第332号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	442号	大川市大字中木室557番1先から 大川市大字下木佐木11番5先まで

**福岡県告示第333号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	385号	前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4,445.6
			前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	4.1 ～ 52.0	4,463.5
			後	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4,445.6
			後	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	4.1 ～ 52.0	4,463.5



**福岡県告示第334号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	大川市大字下木佐木11番5先から 大川市大字下木佐木32番6先まで

**福岡県告示第335号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	筑紫野三輪線	前	朝倉郡筑前町砥上813番1先から 朝倉郡筑前町砥上849番5先まで	7.5 ～ 22.0	176.7
			後	朝倉郡筑前町砥上813番1先から 朝倉郡筑前町砥上849番5先まで	8.0 ～ 22.0	176.7

**福岡県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	筑紫野三輪線	朝倉郡筑前町砥上813番1先から 朝倉郡筑前町砥上849番5先まで

**福岡県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久光西小田線	朝倉郡筑前町高上161番1先から 朝倉郡筑前町高上281番1先まで

**福岡県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	八重亀菅野線 来春	前	三井郡大刀洗町大字三川442番1先から 三井郡大刀洗町大字菅野1006番先まで	10.0 ～ 14.0	685.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長97.2メートル
			後	三井郡大刀洗町大字三川442番1先から 三井郡大刀洗町大字菅野1006番先まで	10.0 ～ 16.0	688.0	うち県道鳥栖朝倉線重用延長97.2メートル

**福岡県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八重亀菅野線 来春	三井郡大刀洗町大字菅野947番1先から 三井郡大刀洗町大字菅野1006番先まで

**福岡県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八香女線	前	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 47.0	5,354.0
			前	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0
			後	うきは市浮羽町妹川3882番14先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	5.5 ～ 61.0	5,354.0
			後	うきは市浮羽町妹川3703番1先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで	8.3 ～ 64.0	1,155.0

**福岡県告示第341号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八香女線	うきは市浮羽町妹川3118番2先から うきは市浮羽町妹川3001番2先まで

**福岡県告示第342号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女春線	うきは市浮羽町妹川3886番1先から うきは市浮羽町妹川3853番1先まで
久留米	八女春線	うきは市浮羽町妹川3927番2先から うきは市浮羽町妹川3927番4先まで

**福岡県告示第343号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米柳川線	前	久留米市大善寺町宮本1463番1先から 久留米市大善寺町宮本1506番2先まで	96 ～ 25.0	61.0
			後	久留米市大善寺町宮本1463番1先から 久留米市大善寺町宮本1506番2先まで	13.4 ～ 27.0	

**福岡県告示第344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢2315番3先まで

**福岡県告示第345号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	鳥栖倉線	小郡市福童435番2先から 小郡市福童546番1先まで

**福岡県告示第346号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町北木屋3番 1先から 八女市黒木町湯辺田627 番9先まで	7.3 ～ 45.4	5,250.8
			後	八女市黒木町北木屋3番 1先から 八女市黒木町湯辺田627 番9先まで	7.3 ～ 45.4	5,250.8
			後	八女市黒木町本分1622番 2先から 八女市黒木町湯辺田627 番9先まで	9.3 ～ 84.0	2,106.0

**福岡県告示第347号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	八女市黒木町木屋10226 番1先から 八女市黒木町土窪143番 7先まで	4.8 ～ 11.0	158.5
			前	八女市黒木町木屋10226 番1先から 八女市黒木町土窪143番	5.0 ～ 28.5	152.9

八 女	県道	岩 野 黒 木 線	7先まで		
			後	後	
			八女市黒木町木屋10226 番1先から 八女市黒木町土窪143番 1先まで	4.8 ～ 10.7	158.5
			八女市黒木町木屋10226 番1先から 八女市黒木町土窪143番 1先まで	9.0 ～ 24.5	152.9

**福岡県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	岩 野 黒 木 線	八女市黒木町木屋10226番1先から 八女市黒木町土窪143番1先まで

**福岡県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間

八女	瀬高線 久留米	筑後市大字富久68番先から 筑後市大字富久127番2先まで
----	------------	----------------------------------

**福岡県告示第350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	富久線 瀬高	前	筑後市大字富久127番2先から 筑後市大字庄島219番先まで	6.0 ～ 10.2	210.5
			前	筑後市大字富久72番先から 筑後市大字庄島219番先まで	10.4 ～ 48.0	167.0
			後	筑後市大字富久127番2先から 筑後市大字庄島219番先まで	6.0 ～ 10.2	210.5
			後	筑後市大字富久72番1先から 筑後市大字庄島219番先まで	10.4 ～ 48.0	167.0

**福岡県告示第351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	富久線 瀬高	筑後市大字富久72番1先から 筑後市大字庄島219番先まで

**福岡県告示第352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
那珂	県道	飯塚 大野城線	前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3,390.0	
			前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 56.2	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1040.1メートル
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3,390.0	

			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 49.0	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1040.1メートル
--	--	--	---	--------------------------------------	-------------------	---------	----------------------------

**福岡県告示第353号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	飯塚線 大野城	大野城市乙金東三丁目1217番13先から大野城市中二丁目692番1先まで

**福岡県告示第354号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月23日福岡県告示第513号福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 事業施行期間

平成15年3月28日から平成32年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成23年3月23日福岡県告示第513号の事業地中福岡市南区屋形原三丁目及び四丁目地内において変更する。

## (2) 使用の部分

平成23年3月23日福岡県告示第513号の事業地に同じ

**公 告****公告**

平成27年1月30日福岡県公報第3664号で公告した一般競争入札の実施（調達案件名・車両用四輪タイヤ単価契約）については、入札を中止しました。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄二丁目592番1及び592番5

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市駅東二丁目7番3号

高原 熊彦

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市勢田字島奥1034番19の一部、1034番23、1034番24の一部、1034番26、1034番29、1034番30、1034番31の一部、1034番32から1034番34まで、1034番36、1034番39、1034番40、1034番43、1034番44の一部、1034番45から1034番48まで、1038番23及び1038番31、並びに鹿毛馬字椎木浦1688番45、1688番63及び1688番65から1688番67まで、字猪ノ尻2244番6、2244番16、2247番5、2247番23、2247番29、2247番32及び2252番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事  
小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大字上大利731番3、731番10、731番11、731番13、紫台196番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市大字牛頸1034番地5  
医療法人 芙蓉会  
理事長 土器 恒徳

公告

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
--------	-----------	---------

福岡市長峰土地改良区	福岡市早良区早良二丁目、早良三丁目、早良四丁目、早良五丁目及び西入部四丁目の各一部 (長峰地区)	平成27年3月2日
------------	---	-----------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市下白水北一丁目118番1、118番4から118番6まで、1008番2、1012番2及び1012番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区日佐三丁目42番1  
学校法人 福岡女学院  
理事長 松原 安宏

公告

平成26年度福岡県ふぐ処理師試験（平成27年3月3日実施）の合格者を次のように発表する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	22	44	64	80	103
2	24	45	65	81	105
3	27	48	66	84	106
4	28	51	67	85	108
5	35	52	71	86	109
10	36	56	73	88	111

11	37	57	74	89	113
13	39	59	75	95	114
16	41	60	76	101	115
19	42	62	77	102	

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市小坂井字西口538番、539番5から539番7まで及び540番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市小坂井83番地1  
成富 栄一

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ぐらしのユートク久留米店
  - (2) 所在地 久留米市諏訪野町字中牟田1807-2
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
厚生労働省が意見公募手続をとった上で改正を行った身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）及び身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の内容と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日  
平成27年3月27日

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成27年3月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人



(1) 名称  
特定非営利活動法人ふくし邑

(2) 代表者の氏名  
松岡 繁実

(3) 主たる事務所の所在地  
八女市立花町谷川1156番地

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者等に対して在宅情報サービスを行い、障害者共同作業所を継続して運営し在宅での自立した生活を支援するとともに、障害に対する認知を深め一般市民の人権意識を高める活動を行うこととする。また介護等福祉に関する研修を開催することにより、より質の高い介護者の養成等及び障害者の就労を目指すものである。もって地域福祉及び障害者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字湊字向新開18番1、18番2、20番8、20番14及び20番25
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡新宮町大字湊182番地  
落石 廣孝

#### 公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
六ツ門8番街地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成24年12月から平成28年7月まで
- 3 施行地区  
久留米市六ツ門町8番1から34までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部
- 4 事務所の所在地  
久留米市日吉町16番地24
- 5 設立認可の年月日  
平成24年12月18日
- 6 変更認可の年月日  
平成27年3月17日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字尾仲字赤坂915番1及び915番7から915番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市東区八田二丁目21番28号  
只松建設 株式会社  
代表取締役 只松 幹雄

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年3月27日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字中元寺の一部 (中元寺地区第2換地区)	平成27年3月18日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第6号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年3月27日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条—第22条」を「第21条・第22条」に改める。

第1条の2第1項中「福岡県知事又は」を削り、「様式第1号の2」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第1号の3」を「様式第3号」に改める。

第1条の3第1項及び第4項中「書替え」を「書換え」に改める。

第2条中「様式第1号の4」を「様式第4号」に改める。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条第1項第2号ウ中「街頭演説、街頭政談演説又は連呼行為に使用中の選挙運動用又は政治活動用の自動車」を「選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説、街頭政談演説又は連呼行為に使用中のもの」に改め、同号オ中「様式第2号」を「様式第5号」に改め、同項第3号エ中「選挙運動用自動車及び政治活動用自動車」を「選挙運動用又は政治活動用の自動車」に改め、同号カ中「様式第2号の2」を「様式第6号」に改め、同号キ中「様式第3号」を「様式第7号」に改め、同号ク中「様式第3号の2

又は様式第3号の3」を「様式第8号又は様式第9号」に改め、同クの(オ)中「児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年2月厚生労働省告示第184号）第8表」を「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年12月厚生労働省告示第475号）第14表」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「申請書」を「標章交付申請書」に改め、同条第7項中「場合」を「とき」に改める。

第6条第2項中「様式第5号）の標章」を「様式第11号）」に改め、同条第3項中「場合にあっては」を「ときにあっては」に改める。

第7条第3項中「様式第6号」を「様式第12号」に改め、同条第4項中「申請書」を「駐車許可申請書」に改め、同条第5項中「様式第7号」を「様式第13号。第7項において「許可証」という。」に改め、同条第7項中「場合にあっては」を「ときにあっては」に改める。

第8条第1項中「様式第8号）」を「様式第14号）」に、「様式第8号の2」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第9号）」を「様式第16号）」に、「様式第10号）」を「様式第18号）」に、「様式第9号の2」を「様式第17号」に、「様式第10号の2」を「様式第19号」に改め、同条第3項中「指定書又は届出確認書」を「緊急自動車指定書若しくは道路維持作業用自動車指定書又は緊急自動車届出確認書若しくは道路維持作業用自動車届出確認書」に改める。

第9条第1項中「様式第11号」を「様式第20号」に、「書き替え」を「書換え」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第21号」に改め、同条第3項中「様式第12号の2」を「様式第22号」に改め、同条第4項中「前各項の書き替え」を「前3項の書換え」に改める。

第9条の2中「同条第6項」を「同条第7項」に、「様式第12号の3」を「様式第23号」に改める。

第9条の3中「様式第12号の4」を「様式第24号」に改める。

第9条の4中「様式第12号の5」を「様式第25号」に改める。

第9条の5中「様式第12号の6」を「様式第26号」に改める。

第9条の6の見出し中「再交付」の次に「の申請」を加え、同条第1項中「様式第12号の7」を「様式第27号」に改め、同条第2項中「様式第12号の8」を「様式第28号」に改める。

第9条の7中「様式第12号の9」を「様式第29号」に改める。

第10条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「橙色」を「とうじく橙色」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「第32条第1項の基準に適合する前照灯」を「第32条第1項から第3項までに規定する走行用前照灯」に改める。

第11条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第13条第1項中「次の各号に掲げる場合」を「次に掲げるとき」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第14条第8号中「又はイヤホン等」を「、又はイヤホン等」に改め、同条第12号中「（昭和26年法律第185号）」を削り、「又は反射する」を「、又は反射する」に、「又は付着させて」を「、又は付着させて」に改める。

第16条第1項中「様式第13号」を「様式第30号」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第17条第1項中「様式第17号」を「様式第31号」に改め、同条第2項中「様式第18号」を「様式第32号」に改める。

第18条の見出し中「申請書」を「申請等」に改め、同条第1項中「様式第19号」を「様式第33号」に改め、同条第2項中「様式第20号」を「様式第34号」に改める。

第19条の見出し中「解任命令等」を「解任命令」に改め、同条中「様式第21号」を「様式第35号」に改める。

第20条の見出しを「（安全運転管理者等講習）」に改め、同条第1項中「様式第22号」を「様式第36号」に改め、同条第2項中「様式第23号」を「様式第37号」に改める。

第20条の2中「法第58条の4又は法第66条の2第1項」を「第58条の4又は第66条の2第1項」に、「様式第23号の3」を「様式第38号」に改める。

第22条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第7号中「寄付」を「寄附」に改め、同条第8号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改める。

第24条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第27条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第1項中「様式第24号」を「様式第39号」に改め、同条第2項中「様式第24号の2」を「様式第40号」に改める。

第27条の3中「次の各号に掲げる場合」を「次に掲げるとき」に改める。

第28条第5項から第7項までの規定中「法第101条の2第1項」を「第101条の2第1項」に改める。

第28条の2第1項中「申請書」を「更新申請書」に改める。

第29条第2項中「第32条の3、第32条の4及び第32条の5」を「第32条の3から第32条の5まで」に、「様式第25号」を「様式第41号」に改める。

第29条の2第1項中「様式第25号の2」を「様式第42号」に改める。

第29条の3第1項中「様式第25号の3」を「様式第43号」に改める。

第30条第1項中「様式第25号の4」を「様式第44号」に改め、同条第2項の表中「臨時適性検査通知書（様式第25号の5）」を「りんじてきせいけんさきつうちしょ臨時適性検査通知書（様式第45号）」に、

臨時適性検査通知書（仮運転免許以外） （甲）（様式第26号）	を	臨時適性検査通知書（仮運転免許以外） （様式第46号）
臨時適性検査通知書（仮運転免許以外） （乙）（様式第26号の2）		
臨時適性検査通知書（仮運転免許）（甲） （様式第26号の3）		臨時適性検査通知書（仮運転免許）（様式第47号）
臨時適性検査通知書（仮運転免許）（乙） （様式第26号の4）		

に、「様式第26号の5」を「様式第48号」に改め、同条第3項中「様式第26号の6」を「様式第49号」に、「様式第26号の7」を「様式第50号」に改める。

第31条第3項中「様式第26号の8」を「様式第51号」に改め、同条第5項中「様式第26号の9」を「様式第52号」に改める。

第31条の2第3項中「様式第26号の10」を「様式第53号」に改める。

第32条第1項中「様式第27号」を「様式第54号」に改め、同条第2項中「前項の申し出」を「前項の規定による提出」に改める。

第32条の2中「旅客車講習及び」を「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習並びに」に、「様式第27号の2」を「様式第55号」に改める。

第32条の3中「様式第27号の3」を「様式第56号」に改める。

第32条の4の見出しを「(指定自動車教習所職員講習)」に改め、同条中「様式第28号」を「様式第57号」に改める。

第33条第2項中「様式第29号」を「様式第58号」に改める。

第33条の2の見出しを「(初心運転者講習の受講期間の特例)」に改め、同条中「同条第1号」を「第27条の3第1号」に改める。

第33条の2の2中「様式第29号の2」を「様式第59号」に改める。

第33条の2の3中「様式第29号の3」を「様式第60号」に改める。

第33条の2の4中「様式第29号の4」を「様式第61号」に改める。

第33条の2の5の見出しを「(違反者講習の受講期間の特例)」に改め、同条中「次の各号に掲げる場合」を「次に掲げるとき」に改める。

第33条の2の6第3項中「様式第29号の5」を「様式第62号」に改める。

第33条の2の7第2項中「様式第29号の6」を「様式第63号」に、「様式第29号の7」を「様式第64号」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第33条の3中「様式第30号」を「様式第65号」に改める。

第33条の5中「様式第31号」を「様式第66号」に改める。

第33条の7中「様式第32号」を「様式第67号」に改める。

第33条の8第1項中「様式第33号」を「様式第68号」に改め、同条第3項中「様式第34号」を「様式第69号」に改める。

第33条の9中「様式第35号」を「様式第70号」に改める。

第33条の10第1項中「様式第36号」を「様式第71号」に改める。

第33条の11第4項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

別表第1県道の部門司行橋線の項中「葛原東」を「葛原東」に改め、同部室木下有木

若宮線の項中 「宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで」を

「宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで」  
 「宮若市芹田344番20先から同市芹田398番1先まで」  
 に改め、同表市道の部西港町1号線

の項中

「北九州市小倉北区西港町30番22地先から同区西港町121番1地先まで」を

「北九州市小倉北区西港町30番22地先から同区西港町121番1地先まで」

「北九州市小倉北区西港町120番2地先から同区西港町121番1地先まで」

に改め、同部徳力葛原線の項中「徳

力葛原線」を「徳力葛原線」に、「葛原東」を「葛原東」に改め、同部湯川飛行場線の項中「葛原東」を「葛原東」に改め、同部都地～汐井掛原線の項の次に次のように加える。

「八町下・中山寺線 宮若市四郎丸851番8地先から同市倉久2270番4地先まで」

様式目次を次のように改める。

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第1号	通知書	第1条の2
第2号	確認申請書	第1条の2
第3号	確認証	第1条の2
第4号	交通信号機設置(管理)委任書	第2条
第5号	通行禁止除外指定車の標章	第4条
第6号	駐停車禁止 駐車禁止除外指定車の標章 時間制限駐車区間規制	第4条
第7号	駐車禁止除外指定車の標章(歩行困難者以外)	第4条
第8号	駐車禁止除外指定車の標章(身体障害者手帳所持者等)	第4条
第9号	駐車禁止除外指定車の標章(小児慢性特定疾患児手帳所持者)	第4条
第10号	標章交付申請書	第4条
第11号	歩行者用道路 通行禁止道路 通行許可車の標章	第6条
第12号	駐車許可申請書	第7条

第13号	駐車許可証	第7条
第14号	緊急自動車等指定申請書	第8条
第15号	緊急自動車等届出書	第8条
第16号	緊急自動車指定書	第8条
第17号	緊急自動車届出確認書	第8条
第18号	道路維持作業用自動車指定書	第8条
第19号	道路維持作業用自動車届出確認書	第8条
第20号	緊急自動車等 指定書 届出確認書 記載事項変更届	第9条
第21号	緊急自動車等 指定書 届出確認書 再交付申請書	第9条
第22号	緊急自動車等 指定書 届出確認書 返納届	第9条
第23号	登録 登録更新 申請書	第9条の2
第24号	駐車監視員資格者講習受講申込書	第9条の3
第25号	認定申請書	第9条の4
第26号	駐車監視員資格者証交付申請書	第9条の5
第27号	駐車監視員資格者証書換え交付申請書	第9条の6
第28号	駐車監視員資格者証再交付申請書	第9条の6
第29号	駐車監視員資格者講習修了証明書 認定 再交付申請書	第9条の7
第30号	安全運転管理者 副安全運転管理者 に関する届出書	第16条
第31号	教習申出書	第17条
第32号	教習修了証書	第17条
第33号	安全運転管理者 副安全運転管理者 資格認定申請書	第18条
第34号	安全運転管理者 副安全運転管理者 資格認定書	第18条
第35号	安全運転管理者 副安全運転管理者 解任命令書	第19条
第36号	安全運転管理者 副安全運転管理者 講習申出書	第20条

第37号	講習修了証書	第20条
第38号	指示書	第20条の2
第39号	運転免許試験合格取消通知書	第27条
第40号	運転免許試験受験停止処分通知書	第27条
第41号	緊急自動車運転資格審査申請書	第29条
第42号	認知機能検査員講習申出書	第29条の2
第43号	講習予備検査受検申出書	第29条の3
第44号	臨時適性検査受検申請書	第30条
第45号	りんじてきせいけんさつうちしよ 臨時適性検査通知書	第30条
第46号	臨時適性検査通知書（仮運転免許以外）	第30条
第47号	臨時適性検査通知書（仮運転免許）	第30条
第48号	臨時適性検査通知書（国際運転免許証等）	第30条
第49号	適性検査受検命令書	第30条
第50号	診断書提出命令書	第30条
第51号	運転経歴証明書 交付 再交付 申請書	第31条
第52号	運転経歴証明書記載事項変更届	第31条
第53号	取消処分者講習受講申請書	第31条の2
第54号	停止処分者講習申出書	第32条
第55号	大型車講習等申出書	第32条の2
第56号	原付講習申出書	第32条の3
第57号	指定自動車教習所職員講習申出書	第32条の4
第58号	初心運転者講習申出書	第33条
第59号	更新時講習申出書	第33条の2の2
第60号	高齢者講習申出書	第33条の2の3
第61号	違反者講習申出書	第33条の2の4
第62号	チャレンジ講習申出書	第33条の2の6
第63号	特定任意高齢者講習申出書（簡易講習）	第33条の2の7
第64号	特定任意高齢者講習申出書（シニア運転者講習）	第33条の2の7

第65号	指定書	第33条の3
第66号	指定講習機関の指定の取消通知書	第33条の5
第67号	意見申出書	第33条の7
第68号	運転免許取得者教育認定申請書	第33条の8
第69号	認定書	第33条の8
第70号	認定取消通知書	第33条の9
第71号	運転免許取得者教育変更届出書	第33条の10

様式第1号から様式第36号までを次のように改める。

## 様式第 1 号 (第 1 条の 2 関係)

## 通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者



道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車いすの購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

## 記

1 受給者 住所

氏名

年齢

歳

電話番号

2 支給に係る電動車いすの概要

(1) 車いすの名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車いすの大きさ

長さ

センチメートル

幅

センチメートル

高さ

センチメートル

備考 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

( A 4 )

様式第 2 号 (第 1 条の 2 関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">住所 申請者 氏名</p> <p style="margin: 20px 0;">道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所 氏名  年齢 歳 電話番号
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	( )
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
	その他特定事項

備考 氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

(A 4)



様式第 3 号 (第 1 条の 2 関係)

	← 7. 5 センチメートル →
	第 号
	交付 年 月 日
	確 認 証
	<p>道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記の利用者が下記の車いすを利用することがやむを得ないことを確認する。</p>
	警察署長 印
	記
	<p>1 利用者 住所 氏名 年齢 歳 電話番号</p>
	<p>2 車いすの概要</p> <p>(1) 車いすの名称</p> <p>(2) 型式</p> <p>(3) 製品番号</p> <p>(4) 車いすの大きさ</p> <p style="margin-left: 40px;">長さ センチメートル</p> <p style="margin-left: 40px;">幅 センチメートル</p> <p style="margin-left: 40px;">高さ センチメートル</p> <p>(5) その他特定事項</p>
	<p>注意事項</p> <p>1 確認を受けた車いすを道路で利用するときは、必ずこの確認証を携帯してください。</p> <p>2 確認を受けた車いすの利用をやめたときは、速やかに確認証を返納してください。</p>

11. 5 センチメートル

様式第 4 号 (第 2 条関係)

第 号  交通信号機設置 (管理) 委任書  年 月 日  福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>  福岡県道路交通法施行細則 (昭和 47 年福岡県公安委員会規則第 7 号) 第 2 条の規定により次の信号機の設置又は管理を委任する。	
用	途
設置 管理 責任者	住所
	氏名
設 置 年 月 日	
設 置 場 所	
委 任 期 間	
信 号 機 の 種 別 ・ 型 式	
条 件	

- 注 1 信号機の設置又は管理を委任された者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。
- 2 信号機の設置又は管理の委任が解除されたときは、この書類を返納すること。

(A 4)

## 様式第 5 号 (第 4 条関係)

(表)

17センチメートル		
↑ 12.7センチメートル ↓	第 号	
	通行禁止除外指定車	
	車両登録番号	主たる運転者 氏 名
	除外する区域 又は道路の区間	
	有効期限	年 月 日まで
	年 月 日	
	福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

(縁線は黄色とする。)

(裏)

注 意 事 項
<p>1 表記の道路において、通行するときは、この標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。</p> <p>2 現場の警察官の指示に従うこと。</p> <p>3 この標章は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付の理由以外に使用しないこと。</p> <p>4 この標章は、有効期限が経過したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに返納すること。</p>

様式第 6 号 (第 4 条関係)

(表)

駐 停 車 禁 止 駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制	番 号 第 号 発 行 日 年 月 日
放 置 車 両 確 認 作 業 使 用 中	
車 両 登 録 番 号	号
運 転 者 の 連 絡 先 / 用 務 先	別 紙 の と お り
有 効 期 限	年 月 日 まで
福 岡 県 公 安 委 員 会 印	

↑ 14.85センチメートル ↓

← 21センチメートル →

(裏)

注 意 事 項

- この標章は、福岡県公安委員会による駐停車禁止規制、駐車禁止規制又は時間制限駐車区間規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。  
 次のような駐車はできません。  
 (1) 法定駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 4 4 条及び第 7 5 条の 8)  
 (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 4 5 条第 1 項及び第 2 項)  
 (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 4 7 条)  
 (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号) 第 1 1 条第 1 項)  
 (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 2 項)
- この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。
- この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。
- 次に掲げるときは、この標章 ((3)のとき)にあっては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。  
 (1) 有効期限が経過したとき。  
 (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。  
 (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者  
 所在地

事業所名

様式第 7 号 (第 4 条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車	番 号 第 号 発行日 年 月 日
(歩行困難者以外)	
使 用 中	
車両登録番号	号
運転者の連絡先/用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

↑ 14.85センチメートル ↓

← 21センチメートル →

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 4 4 条及び第 7 5 条の 8)
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 4 5 条第 1 項及び第 2 項)
- (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 4 7 条)
- (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号) 第 1 1 条第 1 項)
- (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 2 項)

- 2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。
- 3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次に掲げるときは、この標章 ((3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者  
住所又は所在地

氏名又は事業所名

様式第 8 号 (第 4 条関係)

(表)

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車	番 号 第 号
(身体障害者手帳所持者等)	発行日 年 月 日
歩 行 困 難 者 使 用 中	
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先/用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
福岡県公安委員会 印	

↑ 14.85センチメートル ↓

← 21センチメートル →

(裏)

注 意 事 項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
<p style="margin: 0;">次のような駐車はできません。</p> <p style="margin: 0;">(1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 4 4 条及び第 7 5 条の 8)</p> <p style="margin: 0;">(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 4 5 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p style="margin: 0;">(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 4 7 条)</p> <p style="margin: 0;">(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号) 第 1 1 条第 1 項)</p> <p style="margin: 0;">(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 2 項)</p>	
2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。	
3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。	
4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。	
5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。	
6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。	
(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。	
使用者 住所	氏名

様式第 9 号 (第 4 条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車	番 号 第 号 発行日 年 月 日
(小児慢性特定疾患児手帳所持者)	
歩 行 困 難 者 使 用 中	
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先/用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
除外時間	昼間 (日の出から日没まで)
福岡県公安委員会 印	

↑ 14.85センチメートル ↓

← 21センチメートル →

(裏)

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
<p style="margin: 0;">次のような駐車はできません。</p> <p style="margin: 0;">(1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 4 4 条及び第 7 5 条の 8)</p> <p style="margin: 0;">(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 4 5 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p style="margin: 0;">(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 4 7 条)</p> <p style="margin: 0;">(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号) 第 1 1 条第 1 項)</p> <p style="margin: 0;">(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 1 条第 2 項)</p>
2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。
3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。
5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。
6 次に掲げるときは、この標章 (3) のときにあっては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
使用者 住所
氏名

様式第 1 0 号 (第 4 条関係)

標 章 交 付 申 請 書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者 住 所 職 業 氏 名 ㊟ 事業所名 (電話 )	
交付を受けようとする標章の種別	
車 両 登 録 番 号	
通行し、又は駐車する区域及び区間	
申 請 の 理 由	
備 考	

(A 4)



## 様式第 1 1 号(第 6 条関係)

(表)

17センチメートル		12.7センチメートル
第 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">           歩行者用道路 通行許可車            通行禁止道路         </div>	
車両登録番号	主たる運転者 氏 名	
許可する道路の区間		
有効期限	年 月 日まで	
年 月 日		
警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		

(緑線は青色とする。)

(裏)

## 注 意 事 項

- 1 表記の道路において通行するときは、この標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 現場警察官の指示に従うこと。
- 3 この標章は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付の理由以外に使用しないこと。
- 4 この標章は、有効期限が経過したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに返納すること。

様式第 1 2 号 (第 7 条関係)

駐 車 許 可 申 請 書  年 月 日  警察署長 殿  申請者住所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
車両の種別		登録番号	
駐 車 時 間	自	年 月 日	時 分
	至	年 月 日	時 分
駐 車 の 場 所			
申 請 の 理 由			
車 両 責 任 者	住 所		
	氏 名	電 話	
備 考			

(A4)

## 様式第 1 3 号 (第 7 条関係)

(表)

第 号		駐 車 許 可 証		年 月 日
次のとおり駐車を許可する。				警察署長 印
車両の種類		登録番号		
駐 車 時 間	自 年 月 日 時 分			
	至 年 月 日 時 分			
駐 車 の 場 所				
理 由				
条 件				

1 7 センチメートル

1 2 . 7 センチメートル

(裏)

注 意 事 項
1 この駐車許可証は、駐車中外部から見やすいように前面ガラスの内側に掲出すること。
2 現場の警察官の指示に従うこと。
3 この駐車許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
4 道路工事、交通事故その他災害等で混雑しているところには駐車しないこと。
5 この駐車許可証は、有効期間の経過したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに返納すること。

## 様式第 1 4 号 (第 8 条関係)

緊急自動車等指定申請書	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
自動車の種類、車名、年式及び登録番号 (車両番号)	
用 途	
緊急自動車等として必要な装備の状況	
緊急自動車等として指定を受けようとする理由	
自動車の使用者の住所及び氏名	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	

- 注 1 申請者又は自動車の使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。
- 2 申請者と自動車の使用者とが異なるときは、その使用関係を証明する関係書類を添付すること。

( A 4 )

## 様式第 1 5 号 (第 8 条関係)

緊急自動車等届出書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
自動車の種類、車名、年式及び登録番号（車両番号）	
用 途	
緊急自動車等として必要な装備の状況	
自動車の使用者の住所及び氏名	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	

- 注 1 申請者又は自動車の使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。
- 2 申請者と自動車の使用者とが異なるときは、その使用関係を証明する関係書類を添付すること。

( A 4 )

## 様式第 1 6 号 (第 8 条関係)

(表)

第 号	
緊急自動車指定書	
道路交通法施行令 (昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号) 第 1 3 条の規定により次の自動車を緊急自動車に指定する。	
年 月 日	
福岡県公安委員会 印	
自動車の使用者 住 所 氏 名	
用 途	
自動車の種類、車名、年式及び登録番号 (車両番号)	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
緊急自動車としての装備状況	

注 自動車の使用者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

(B 6)

(裏)

注 意 事 項	
1 当該緊急用務のため運転するときのほかは、サイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけてはならない。	
2 この緊急自動車指定書は、車体検査証とともに指定に係る自動車に備え付けておくこと。	
3 警光灯及びサイレンの性能は、常に保安基準に適合するよう整備すること。	
4 緊急自動車の指定の必要がなくなったとき、この緊急自動車指定書の記載事項に変更を生じたとき等は、福岡県道路交通法施行細則 (昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号) の規定に従い、速やかにこの緊急自動車指定書を返納すること。	

## 様式第 1 7 号 (第 8 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>緊急自動車届出確認書</p> <p>道路交通法施行令 (昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号) 第 1 3 条の規定により次の自動車を緊急自動車として届出のあったことを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	
<p>自動車の使用者</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p>	
<p>用 途</p>	
<p>自動車の種類、車名、年式及び登録番号 (車両番号)</p>	
<p>自動車の使用の本拠の位置及び名称</p>	
<p>緊急自動車としての装備状況</p>	

注 自動車の使用者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

(B 6)

(裏)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 当該緊急用務のため運転するときのほかは、サイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけてはならない。</p> <p>2 この緊急自動車届出確認書は、車体検査証とともに届出に係る自動車に備え付けておくこと。</p> <p>3 警光灯及びサイレンの性能は、常に保安基準に適合するよう整備すること。</p> <p>4 緊急自動車の必要がなくなったとき、この緊急自動車届出確認書の記載事項に変更を生じたとき等は、福岡県道路交通法施行細則 (昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号) の規定に従い、速やかにこの緊急自動車届出確認書を返納すること。</p>
---

## 様式第 1 8 号（第 8 条関係）

(表)

第 号 道路維持作業用自動車指定書 道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 4 条の 2 の規定により次の自動車を道路維持作業用自動車に指定する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印	
自動車の使用者 住 所 氏 名	
用 途	
自動車の種類、車名、 年式及び登録番号（車 両番号）	
自動車の使用の本拠の 位置及び名称	
道路維持作業用自動車 としての装備状況	

注 自動車の使用者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

(B 6)

(裏)

注 意 事 項	
1 当該用務のため運転するときのほかは、黄色の灯火をつけてはならない。	
2 この道路維持作業用自動車指定書は、車体検査証とともに指定に係る自動車に備え付けておくこと。	
3 黄色の灯火の性能は、常に保安基準に適合するよう整備すること。	
4 道路維持作業用自動車の指定の必要がなくなったとき、この指定書の記載事項に変更を生じたとき等は、福岡県道路交通法施行細則（昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号）の規定に従い、速やかにこの道路維持作業用自動車指定書を返納すること。	



## 様式第 1 9 号（第 8 条関係）

(表)

<p>第 号</p> <p>道路維持作業用自動車届出確認書</p> <p>道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 4 条の 2 の規定により次の自動車を届出のあったことを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	
<p>自動車の使用者</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p>	
<p>用 途</p>	
<p>自動車の種類、車名、 年式及び登録番号（車 両番号）</p>	
<p>自動車の使用の本拠の 位置及び名称</p>	
<p>道路維持作業用自動車 としての装備状況</p>	

注 自動車の使用者が法人であるときは、その所在地及び名称とする。

(B 6)

(裏)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 当該用務のため運転するときのほかは、黄色の灯火をつけてはならない。</p> <p>2 この道路維持作業用自動車届出確認書は、車体検査証とともに届出に係る自動車に備え付けておくこと。</p> <p>3 黄色の灯火の性能は、常に保安基準に適合するよう整備すること。</p> <p>4 道路維持作業用自動車の必要がなくなったとき、この道路維持作業用自動車届出確認書の記載事項に変更を生じたとき等は、福岡県道路交通法施行細則（昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号）の規定に従い、速やかにこの道路維持作業用自動車届出確認書を返納すること。</p>
---

様式第 2 0 号 (第 9 条関係)

緊急自動車等 指 定 書 記 載 事 項 変 更 届 届 出 確 認 書	
年    月    日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 氏      名 <span style="float: right;">Ⓔ</span>	
指 定 書 届出確認書	番 号
指 定 届出確認	年 月 日
変更の内容	新
	旧
変 更 理 由	
摘          要	

注 1 該当するものを○印で囲むこと。

2 緊急自動車等指定書又は緊急自動車等届出確認書を添付すること。

( A 4 )

## 様式第 2 1 号 (第 9 条関係)

緊急自動車等 指 定 書 届 出 確 認 書 再交付申請書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 氏 名 ㊦	
再 交 付 申 請 の 理 由	
届出をした 指定された 緊急自動車等	指 定 書 番 号 届出確認書
	指 定 年 月 日 届 出 確 認
	用 途
	自 動 車 の 住 所 使 用 者
	氏 名
自 動 車 の 種 類 車 名 年 式 登録番号 (車両番号)	

注 1 該当するものを○印で囲むこと。

2 自動車の使用者欄は、自動車の使用者が法人であるときはその所在地及び名称を記入すること。

(A 4)

様式第 2 2 号 (第 9 条関係)

緊急自動車等 指 定 書 返納届 届 出 確 認 書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者住所 氏 名	
自 動 車 の 種 類 車 名 年 式 登録番号 (車両番号)	
用 途	
指 定 書 番 号 届出確認書	
指 定 年 月 日 届出確認	
返 納 の 理 由	
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置 及び名称	

注 1 該当するものを○印で囲むこと。

2 緊急自動車指定書、緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車指定書又は道路維持作業用自動車届出確認書を添付すること。

( A 4 )

## 様式第 2 3 号 (第 9 条の 2 関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	第 号
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	第 号

登 録 申 請 書  
登 録 更 新

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 8 第 2 項の規定  
第 7 項において準用する同条第 2 項  
により登録の申請をします。  
の規定により登録の更新

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代表者の氏名)

㊦

ふりがな			
法人の名称			
主たる事務所の所在地	電話 ( ) ー		
法人の種類	1 株式会社	2 1 以外の会社	3 一般財団法人
	4 公益財団法人	5 一般社団法人	6 公益社団法人
	7 その他 ( )		
ふりがな			
代表者氏名			

(登録の更新の申請のときのみに記載)

登 録 年 月 日	年 月 日 登録
登 録 番 号	第 号

※添付書類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限り。））
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し（2 名以上）	
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料		

注 1 該当するものを○印で囲むこと。

2 ※欄には、記入しないこと。

(A 4)

様式第 2 4 号 (第 9 条の 3 関係)

(表)

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	第 号
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※修 了 証 明 書 番 号	第 号

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申込者の氏名)

㊟

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー	(自宅・携帯)	
	ふりがな	-----	性別	男・女
	氏 名			写 真
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			
受 講 希 望 年 月 日	年 月 日			

実 施	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日)	※修了考査の結果	合 ・ 否
	※受 講 場 所			
	※受 講 番 号	第 号		

注 1 ※欄には、記入しないこと。

2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(A4)

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当するときには、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 1 8 歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 1 6 年国家公安委員会規則第 2 3 号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

様式第 2 5 号 (第 9 条の 4 関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	第 号
※認定年月日	年 月 日
※認定書番号	第 号

認 定 申 請 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名) ㊟

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	ふりがな 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生		写 真
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受 検 場 所			
	※受 検 番 号	第 号		

- 注 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ  
3. 0センチメートル、横の長さ2. 4センチメートルのものとし、その裏面に  
氏名及び撮影年月日を記入すること。
- 3 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23  
号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（職歴  
証明書等）を添付すること。

(A4)



## 様式第 2 6 号 (第 9 条の 5 関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	第 号
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	第 号

## 駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申請者	本籍			
	住所	〒 ー 都道府県		
		電話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	ふりがな		性別	写 真
	氏名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電話 ( ) ー			
証明書	番号	第 号		
	交付年月日	年 月 日		

※添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 (外国人にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) 第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等を記載したものに限る。))
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 誓約書
	<input type="checkbox"/> 写真 2 枚 (うち 1 枚は貼付)

注 1 ※欄には、記入しないこと。

2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。

(A 4)

様式第 2 7 号 (第 9 条の 6 関係)

	※受理年月日	年 月 日
	※受理番号	第 号
	※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名) ㊞

申請者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		電 話 ( )	(自宅・携帯)	
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		写 真
	勤務先その他の連絡先			
	電 話 ( )	—		
資格者証番号	資格者証番号	第 号		
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を申請する事由				

※添付書類	<input type="checkbox"/> 写真 2 枚 (うち 1 枚は貼付)
-------	---

- 注 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 3 申請の際は、書換えの事実を確認するに足りる資料として、住民票の写し、運転免許証等の提示又は提出をすること。
- 4 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 . 0 センチメートル、横の長さ 2 . 4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。

(A 4)

## 様式第 2 8 号 (第 9 条の 6 関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	第 号
※交付年月日	年 月 日

## 駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	ふりがな		性別	写 真
	氏 名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー			
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号	第	号	
	交付年月日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

※添付書類	<input type="checkbox"/> 写真 2 枚 (うち 1 枚は貼付)
-------	---

- 注 1 ※欄には、記入しないこと。
- 2 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 . 0 センチメートル、横の長さ 2 . 4 センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記入すること。

(A 4)

様式第 2 9 号 (第 9 条の 7 関係)

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	第 号
※交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書  
 認 定 書 再交付申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

㊟

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)		
	ふりがな	-----		性別
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年	月	日生
	勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー		
証 明 書	番 号	第 号		
	交付年月日	年	月	日
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

注 1 ※欄には、記入しないこと。

2 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

(A4)

様式第 3 0 号 (第 1 6 条関係)

(表)

※ 整理番号					( 警察署)
安全運転管理者 副安全運転管理者 に関する届出書					
年 月 日					
福岡県公安委員会 殿					
ア 届出者 住 所 電 話 ( ) 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕 氏 名 ㊦					
次のとおり {安全運転管理者等を選任(解任) 安全運転管理者等に関する届出事項(ア・ウ・オ・ケ・コ・サ・シ)を変更} したので届け出ます。					
イ 選任年月日	年 月 日				
ウ 安全運転管理者等氏名	(ふりがな)				
エ 資格要件	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
	実 務 経 験			4 公安委員会の教習を終了し運転管理1年以上	5 公安委員会の認定
	1 運転管理2年以上	2 運転管理1年以上	3 運転経歴3年以上		
ケ 業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他				
オ 職務上の地位	使用の本拠における自動車台数及び運転者数				
カ 安全運転管理者等が運転免許をもっているとき	免許の種類		計		
	免許の年月日		計		
	免許証番号		計		
	交付年月日		計		
キ 安全運転管理者等の勤務態様	勤 務		1 日勤	2 隔日	
	補助者の有無		1 あり ( 人)	2 なし	
ク の 履 歴 安全運転管理者等	年 月 日	経 歴			
	前 任 運 転 管 理 者 等 の 安 全				
	解任年月日	年 月 日			
	氏 名				
備考	解 任 理 由	1 死 亡 2 退 職 3 転 任 4 解 任 命 令 5 そ の 他 ( )			

注 該当するものを○印で囲むこと。

(A 4)

(裏)

自動車 の 運転管理 運 転 経 歴 書

住 所			
(ふりがな) 氏 名		年 月 日生	
運転管理 (運転) 期間	勤 務 所 名		職 名
	所 在 地	名 称	
年 月から 年 月まで	年 月間		
年 月から 年 月まで	年 月間		
年 月から 年 月まで	年 月間		
年 月から 年 月まで	年 月間		
年 月から 年 月まで	年 月間		
証 明 欄 (運転管理については、自動車の使用者が証明すること。)			
福岡県公安委員会 殿 上記のとおり相違ありません。			
			年 月 日
氏 名			Ⓜ
住民票等による住所、氏名及び生年月日の確認		警察署確認者 Ⓜ	

## 様式第 3 1 号 (第 1 7 条関係)

## 教 習 申 出 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に規定する自動車の運転の管理に関する教習を受けたいので申し出ます。

申出者住所

氏 名 ㊟

年 月 日生

自 動 車 の 使 用 の 本 拠	所在地				
	名 称				
	代表者 氏 名				
職務上の地位					
運転管理の経歴					
自動車運転の 経 歴					
運 転 免 許 証	免 許 種 類	免 許 年 月 日	免 許 番 号	交 付 年 月 日	交付公安委員会

(A 4)

様式第 3 2 号 (第 1 7 条関係)

第 号

教 習 修 了 証 書

氏 名

年 月 日 生

道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 9 条の 9 第 1 項第 2 号の規定

に基づく自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証する。

年 月 日

福岡県公安委員会



( A 4 )



様式第 3 3 号 (第 1 8 条関係)

安全運転管理者 資格認定申請書  
副安全運転管理者

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

申請者 (使用者代理人等)  
名称又は氏名 ⑩  
住 所

次の者を 安全運転管理者 副安全運転管理者 に選任したいので道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 9 条の 9 第 1 項第 2 号 第 2 項第 2 号 の規定により認定されるよう申請します。

住	所					
氏	名					
勤務先	名 称					
	所 在 地					
	就業地の位置及び名称					
	職務上の地位					
実経	務 験	運転管理	年 月	運 転	年 月	
職務経歴	勤 務 期 間	勤 務 先	職 名	運 転 経 歴	運 転 期 間	勤 務 先

注 認定を受けようとする安全運転管理者又は副安全運転管理者及び認定の根拠規定を○印で囲むこと。

( A 4 )

様式第 3 4 号 (第 1 8 条関係)

第	号
安全運転管理者 資格認定書 副安全運転管理者	
勤務先の名称及び所在地	
職務上の地位	
氏	名
年 月 日生	
道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 9 条の 9 第 1 項第 2 号 第 2 項第 2 号 の規	
定により	安全運転管理者 副安全運転管理者 の資格を有するものと認定します。
年 月 日	
福岡県公安委員会 印	

注 認定する安全運転管理者又は副安全運転管理者及び認定の根拠規定を○印で囲むこと。

( A 4 )

## 様式第 3 5 号（第 1 9 条関係）

第 号	
安全運転管理者 解任命令書 副安全運転管理者	
年 月 日	
住 所	
殿	
福岡県公安委員会 印	
<p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 4 条の 3 第 6 項の規定によりあなたが選任された 安全運転管理者 は、次の理由により不適格と認めますので解任することを命じます。</p>	
解任を命ずる安全運転管理者又は副安全運転管理者	勤 務 先
	職 務 上 の 地 位
	氏 名
理 由	年 月 日生
<p>（教示） この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。</p>	

注 解任を命ずる安全運転管理者又は副安全運転管理者を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 3 6 号 (第 2 0 条関係)

( 署・第 号)

安全運転管理者 講習申出書  
副安全運転管理者

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

受 講 者	住 所	市 区 郡	町 村	街 区 番 号	
	氏 名	④			
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)			
	事業所での地位				
事 業 所  (自動車使用の本拠)	所 在 地	(所轄警察署名 )			
	事 業 所 名	電 話 ( ) -			
	代 表 者 氏 名				

- 注 1 講習の申出をする安全運転管理者又は副安全運転管理者を○印で囲むこと。
- 2 事業所欄の「所轄警察署名」とは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の名称をいう。

(A 4)

様式第 3 7 号（第 2 0 条関係）

第 号

講 習 修 了 証 書

受講者 安全運転管理者 殿  
副安全運転管理者

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づ  
く安全運転管理者等講習を修了したことを証する。

年 月 日

福岡県公安委員会 印

注 講習を修了した安全運転管理者又は副安全運転管理者を○印で囲むこと。  
( A 7 )

## 様式第 3 8 号 (第 2 0 条の 2 関係)

## 指 示 書

福岡県公安委員会発第 号

年 月 日

(使用者の氏名又は名称) 殿

福岡県公安委員会 印

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用者の本拠の位置	
	車両 (登録) 番号	
指示事項		
指示の理由		

注 指示に係る車両が自動車である場合であって、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について が行われたときは、道路交通法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。) この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

( A 4 )

## 様式第 3 9 号（第 2 7 条関係）

福岡県公安委員会指令第 号	
運転免許試験合格取消通知書	
年 月 日	
住所 氏名 殿	
福岡県公安委員会 印	
道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 7 条の 3 第 2 項の規定により次の運転免許試験の合格は 年 月 日付けをもって取り消したので通知します。	
免許申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
免許試験の合格年月日	
合格していた免許の種類	
取消しの理由	
免許証の交付年月日番号	
<p>(教示)</p> <p>この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。</p>	

様式第 4 0 号 (第 2 7 条関係)

第 号  運転免許試験受験停止処分通知書  年 月 日  住 所 氏 名 殿  福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>  道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 9 7 条第 3 項の規定により次のとおり運 転免許試験受験停止処分を決定したので通知します。	
免許申請者の 本籍、住所 氏名及び生年月日	本 籍 住 所 氏 名  年 月 日生 ( 歳)
受験停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
受験した免許の 種 類	免 許
免許試験受験 年 月 日	年 月 日
受験停止の理由	
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。) この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。</p>	

(A 4)



## 様式第 4 1 号 (第 2 9 条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																
福岡県公安委員会 殿											年 月 日					
氏名・生年月日											年 月 日					
本籍・国籍																
住所																
審査に係る緊急自動車の種類				中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)												
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名			公安委員会												
	交付年月日			年 月 日			有効期限			年 月 日						
	免許証番号			第 号												
	第一種 免許	二・小・原		年 月 日												
		その他		年 月 日												
	第二種免許			年 月 日												
	免許の種類			大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車の 使用者		所在地														
		職名														
		氏名														

- 注 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記入すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○印で囲むこと。
- 3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

(A 4)

様式第 4 2 号 (第 2 9 条の 2 関係)

<p>認知機能検査員講習申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p>福岡県道路交通法施行細則 (昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号) 第 2 9 条の 2 第 1 項の規定により認知機能検査員講習の受講を申し出ます。</p>	
住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日生 ( 歳)
連 絡 先 (電 話 番 号)	( ) ー

(A 4)

## 様式第 4 3 号 (第 2 9 条の 3 関係)

## 講習予備検査受検申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

福岡県道路交通法施行細則（昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号）第 2 9 条の 3  
第 1 項の規定により講習予備検査の受検を申し出ます。

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日 (年 齡)	年 月 日生 ( 歳)
免許の有効期限	年 月 日まで
連 絡 先 (電 話 番 号)	( ) ー

(A 4)

様式第 4 4 号 (第 3 0 条関係)

臨 時 適 性 検 査 受 検 申 請 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

免 許 種 別		番 号	交付年月日		
本 籍					
住 所					
氏 名					
生 年 月 日					
現に付されている条件 (限定)					
臨時適性検査を申請する理由					

注 臨時適性検査を申請する理由が身体の状態に関わるものであるときは、診断書その他これを証明する書類を添付すること。

(A 4)

## 様式第 4 5 号 (第 3 0 条関係)

第	号	
		臨時適性検査通知書 <small>りんじてきせいいけんさつうちしよ</small>
住所		年 月 日
	殿	
		福岡県公安委員会 印
<p>あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 2 条第 項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>		
適性検査 を行う理 由	講習予備検査	
	特定の交通違反	
適性検査を行う期日		年 月 日
適性検査を行う場所		
備	考	
<p>備考 1 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。</p> <p>2 この通知について、不明な点がある場合には、福岡県警察本部交通部運転免許管理課までお問い合わせください。</p>		
照 会 先		
〒		
福岡県警察本部交通部運転免許管理課 電話		

(A 4)

様式第 4 6 号 (第 3 0 条関係)

第 号

臨時適性検査通知書 (仮運転免許以外)

年 月 日

住 所

殿

福岡県公安委員会 印

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 2 条第 項に規定する臨時適性検査を下記のとおり行うので通知します。

なお、この通知を受け、期日までにやむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

(A 4)

## 様式第 4 7 号（第 3 0 条関係）

第	号	
臨時適性検査通知書（仮運転免許）		
住所		年 月 日
	殿	
福岡県公安委員会 印		
<p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 2 条第 項に規定する臨時適性検査を次のとおり行うので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、期日までにやむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。</p>		
適性検査を行う理由		
適性検査を行う期日	年 月 日	
適性検査を行う場所		
その他必要な事項		
備考		

(A 4)

様式第 4 8 号 (第 3 0 条関係)

第	号
臨時適性検査通知書 (国際運転免許証等)	
年 月 日	
住 所	
殿	
福岡県公安委員会 印	
道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 7 条の 4 第 1 項に規定する適性検査を次のとおり行うので通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

(A 4)



様式第 4 9 号 (第 3 0 条関係)

第	号	適性検査受検命令書		
住 所	殿	年	月	日
		福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
<p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第      条第      項の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じます。</p> <p>なお、この命令に違反して、適性検査を受けないときには、運転免許の</p> <p style="padding-left: 40px;">の処分を受けることとなります。</p>				
適性検査を行う理由				
適性検査を行う期日	年      月      日			
適性検査を行う場所				
その他必要な事項				
備                      考				

(A 4)

様式第 5 0 号 (第 3 0 条関係)

第	号		
		診 断 書 提 出 命 令 書	
		年	月 日
住 所	殿		
福岡県公安委員会 印			
<p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 条 第 項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。</p> <p>なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の の処分を受けることとなります。</p>			
診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由			
診 断 書 の 提 出 期 限	年	月	日
そ の 他 必 要 な 事 項			
備 考			

(A 4)

## 様式第 5 1 号 (第 3 1 条関係)

運転経歴証明書 交付 申請書 再交付		年    月    日	写 真  (3.0×2.4cm)										
福岡県公安委員会 殿													
フリガナ		生年 月日	年    月    日生 (    歳)										
氏名		性別	男 ・ 女										
住所		電話番号											
運転免許取消年月日	年    月    日												
取消通知書番号	第                    号												
申請取消受理窓口													
運転経歴証明書番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
再交付理由	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他 (            )												
住所確認書類	・住民票 ・公的郵便物等 ・保険証 ・その他 (            )												
添付書類	・運転経歴証明書            ・亡失等事実証明書類 (            )												
県外からの転入者の 転出元都道府県名													

- 注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。  
 2 該当するものを○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 5 2 号 (第 3 1 条関係)

運転経歴証明書記載事項変更届																							
			年 月 日																				
福岡県公安委員会 殿																							
届出者氏名			届出者確認署名欄																				
	証明書所有者との関係 ( )																						
電話番号	— —																						
現に受けている運転経歴証明書記載のとおり記入してください。 (変更前)																							
フリガナ			生 年 月 日																				
氏 名			年 月 日生																				
住 所																							
交 付	年 月 日—		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table> — <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>																				
運 転 経 歴 証 明 書 番 号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																						
変更する箇所のみ記載してください。 (変更後)																							
新 住 所																							
フリガナ			新 生 年 月 日																				
新 氏 名			年 月 日生																				
記載事項変更確認	・住民票・公的郵便物等・保険証・その他 ( )																						
受付警察署等	受付者	処理者	本部登録処理者																				

- 注 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。
- 2 届出者確認署名欄は、運転経歴証明書に記載された変更に係る事項に誤りがないことを確認した届出者が署名すること。
- 3 記載事項変更確認欄は、該当するものを○印で囲むこと。

(A 4)

## 様式第 5 3 号 (第 3 1 条の 2 関係)

取消処分者講習受講申請書		年 月 日
(福岡県公安委員会名又は指定講習機関名及び管理者) 殿		
氏名及び生年月日		年 月 日生
本 籍		
住 所		
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消し前に取得していた免許の種類	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二	
交付公安委員会	公 安 委 員 会	
希望する講習の車種	四 二 原 輪 輪 付	写  真  (3.0×2.4cm)
講 習 日	年 月 日	
講 習 場 所		

注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。

2 取消し前に取得していた免許の種類欄及び希望する講習の車種欄は、該当するものを○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 5 4 号 (第 3 2 条関係)

停 止 処 分 者 講 習 申 出 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日生

私は、運転免許の効力を 日間 停止 されましたが、道路交通法（昭和 3 5 年  
保留

法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく停止処分者講習を受けた

いので申し出ます。

注 停止又は保留を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 5 5 号 (第 3 2 条の 2 関係)

## 大 型 車 講 習 等 申 出 書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名 ㊦

年 月 日生 ( 歳)

連絡先 (電話番号)

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 2 第 1 項

第 4 号  
第 5 号  
第 7 号  
第 8 号  
の規定に

大 型 車  
中 型 車  
普 通 車  
大型二輪車  
基づく 普通二輪車 講習を受けたいので申し出ます。  
大型旅客車  
中型旅客車  
普通旅客車  
応急救護処置

注 講習の根拠規定及び講習の種別を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 5 6 号 (第 3 2 条の 3 関係)

<p>第 号</p> <p>原 付 講 習 申 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ④</p> <p>年 月 日生 ( 歳)</p> <p>連絡先 (電話番号)</p> <p>道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づく 原付講習を受けたいので申し出ます。</p>	
<p>該当する数字を○印で囲 んでください。</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 全く操作できない。</li><li>2 少し操作できる。</li><li>3 操作できる。</li></ol>

(A 4)



## 様式第 5 7 号 (第 3 2 条の 4 関係)

## 指定自動車教習所職員講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

所属教習所名

氏 名

㊟

生 年 月 日

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 9 号に定める指定自動車教習所職員に対する講習を受けたいので申し出ます。

講習種別		
指導員等の資格	資 格 名	
	取 得 年 月 日	
	経 験 期 間	
運転免許	種 別	
	運 転 経 験 期 間	
※ 講習日時	第 1 日	年 月 日 時 分～ 時 分
	第 2 日	年 月 日 時 分～ 時 分
	第 3 日	年 月 日 時 分～ 時 分
※ 講習場所	第 1 日	
	第 2 日	
	第 3 日	

注 ※欄は、記入しないこと。

(A 4)

様式第 5 8 号 (第 3 3 条関係)

初 心 運 転 者 講 習 申 出 書

年 月 日

(指定講習機関名)  
管 理 者 殿

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日生 ( 歳)

連絡先 (電話番号)

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 0 号の規定に基

づく初心運転者講習を受けたいので申し出ます。

(A 4)

様式第 5 9 号（第 3 3 条の 2 の 2 関係）

更新時講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日生（ 歳）

連絡先（電話番号）

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 1 号の規定に基づき更新時講習を受けたいので申し出ます。

（A 4）

様式第 6 0 号 (第 3 3 条の 2 の 3 関係)

<p>高 齢 者 講 習 申 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号の規定に基づき高齢者講習（一般・小型特殊免許）を受けたいので申し出ます。</p>		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
連絡先（電話番号）	( ) -	
該当するものを○印で囲んでください。	現に受けている免許の種類	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二
	日 常 の 運 転 状 況	1 ほぼ毎日 2 週に 1 回程度 3 ほとんどしない
	希 望 す る 講 習 用 車 両	1 オートマチック車 2 マニュアル車 3 どちらでもよい
	運 転 の 支 障	1 なし 2 あり（視力・聴力・手足・その他（ ））

注 一般又は小型特殊免許を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 6 1 号 (第 3 3 条の 2 の 4 関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">違 反 者 講 習 申 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年    月    日</p> <p style="margin: 0;">福岡県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0;">道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 3 号の規定に基づき違反者講習を受けたいので申し出ます。</p>																							
整 理 番 号	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px dashed gray; border-right: 1px dashed gray; padding: 0 5px; font-size: 0.9em;">                 (違反者講習通知書記載の整理番号を記入すること。)                  )             </div> </div>																						
免 許 証 番 号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																						
生 年 月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px dashed gray; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table>							年			月			日	性 別	男	女		
		年			月			日															
	1	2	3	4						1	2												
氏 名																							
住 所																							
連 絡 先 (電話番号)	(       ) -																						
予 約 し た 講 習 区 分	1 社会参加活動事前体験コース 2 社会参加活動当日体験コース 3 実車指導コース																						
現 に 受 け て い る 免 許 の 種 類	大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	資 料 区 分	7 6							
	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二									

注 1 生年月日、性別、予約した講習区分及び現に受けている免許の種類各欄は、該当するものを○印で囲むこと。

2 予約した講習区分欄の 1 社会参加活動事前体験コースを○印で囲んだときは、社会参加活動終了証明書を添付すること。



## 様式第 6 3 号（第 3 3 条の 2 の 7 関係）

特定任意高齢者講習申出書（簡易講習） 年 月 日 福岡県公安委員会 殿  道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 2 第 2 項の規定に基づく特定 任意高齢者講習を受けたいので申し出ます。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
連絡先（電話番号）	（ ） ー
チャレンジ講習 合格年 月 日	年 月 日
チャレンジ講習 合格教習所	
現に受けている免許の 種類（所有する免許を ○印で囲んでください 。）	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 自 自 特 引 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二

(A 4)

様式第 6 4 号 (第 3 3 条の 2 の 7 関係)

特定任意高齢者講習申出書 (シニア運転者講習)

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 2 第 2 項の規定に基づく特定  
任意高齢者講習を受けたいので申し出ます。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
連 絡 先 (電 話 番 号)	( ) ー
現に受けている免許の種類 (所有する免許を○印で囲んでください。)	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 自 自 特 引 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二

(A 4)



様式第 6 5 号 (第 3 3 条の 3 関係)

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
<p>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 4 第 1 項の規定により指定講習機関として指定する。</p>	
<p>特定講習の種別</p>	
年 月 日	
福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	

(A 4)

様式第 6 6 号 (第 3 3 条の 5 関係)

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

殿

福岡県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 1 1 第 1 項 第 2 項 の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号	
特 定 講 習 の 種 別	
理 由	

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。

注 取消しの根拠規定を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第 6 7 号（第 3 3 条の 7 関係）

意 見 申 出 書

年 月 日

福岡県公安委員会

殿

警察署長

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長

㊟

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 3 0 第 3 項の規定に基づき、

地域交通安全活動推進委員の活動に関して、次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料

(A 4)

様式第 6 8 号 (第 3 3 条の 8 関係)

運転免許取得者教育認定申請書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
住 所 申請者 氏 名	
認定を受けようとする 自動車教習所等の名称 及 び 所 在 地	名 称 所在地
認定を受けようとする 課 程 の 区 分	
認定を受けようとする 課 程 の 名 称	
添 付 書 類	

注 申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。

(A 4)

様式第 6 9 号 (第 3 3 条の 8 関係)

福岡県公安委員会指令第 号  
年 月 日

認 定 書

名 称

所在地

福岡県公安委員会 印

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 1 項の規定により

、次の課程の運転免許取得者教育を認定します。

(A 4)

様式第 7 0 号 (第 3 3 条の 9 関係)

福岡県公安委員会指令第 号  
年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

名 称

所在地

福岡県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 8 条の 3 2 の 2 第 5 項の規定による運転免許取得者教育の認定の取消しをしたので通知します。

理 由	
-----	--

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。

(A 4)

## 様式第 7 1 号 (第 3 3 条の 1 0 関係)

## 運転免許取得者教育変更届出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

変 更 す る 事 項		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	

注 届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。

(A 4)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則の様式による用紙については、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則(平成14年福岡県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の表」を「次表」に改め、同条の表第17条第1項の項中「様式第17号」を「様式第31号」に改め、同表第17条第2項の項中「様式第18号」を「様式第32号」に改め、同表第18条第1項の項中

「安全運転管理者 資格認定申請書(様式第19号) 副安全運転管理者」

を「安全運転管理者 資格認定申請書(様式第33号) 副安全運転管理者」に改め、同表第18条第2

項の項中「安全運転管理者 資格認定書(様式第20号) 副安全運転管理者」を、「安全運転管理者 資格認定書(様式第34号) 副安全運転管理者」に改め、同表第19条の項中

「安全運転管理者 解任命令書 副安全運転管理者」

(様式第21号)を「安全運転管理者 解任命令書(様式第35号) 副安全運転管理者」に改め、同表第

20条の2の項中「様式第23号の3」を「様式第38号」に改める。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第2150回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2150回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年4月1日から  
平成27年4月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年4月16日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年4月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2 等	5,000,000円	7本
3 等	500,000円	70本
4 等	30,000円	350本
5 等	1,000円	35,000本
6 等	200円	350,000本
春 爛 漫 賞	10,000円	3,500本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。



(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2151回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2151回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年4月8日から  
平成27年4月21日まで
- 6 抽せん日 平成27年4月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年4月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	6,000本

6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

### 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2152回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2152回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年4月15日から  
平成27年4月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年4月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	100,000円	60本

3	等	50,000円	120本
4	等	1,000円	18,300本
5	等	200円	300,000本
まるちゃん賞		10,000円	15,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第4号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2153回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2153回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成27年4月29日から  
平成27年5月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年5月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年5月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	30本
4 等	10,000円	600本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第5号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2154回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2154回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成27年5月13日から  
 平成27年5月26日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成27年5月13日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	5本
2 等	100,000円	100本
3 等	10,000円	1,000本
4 等	500円	30,000本
5 等	200円	250,000本
母 の 日 賞	5,000円	25,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第6号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2155回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2155回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
 250万通  
 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成27年5月27日から  
 平成27年6月9日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成27年5月27日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	50本
2 等	100,000円	120本
3 等	10,000円	1,200本
4 等	3,000円	13,335本
5 等	1,000円	61,500本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第7号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2156回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2156回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年6月3日から  
平成27年6月16日まで
- 6 抽せん日 平成27年6月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年6月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	7,770,000円	3本
2 等	70,000円	250本
3 等	7,000円	2,500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第8号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2157回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2157回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年6月10日から  
平成27年6月23日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年6月10日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	25本
2 等	100,000円	50本
3 等	50,000円	100本
4 等	10,000円	12,500本
5 等	1,000円	15,250本
6 等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第9号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2158回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2158回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年6月17日から  
平成27年6月30日まで
- 6 抽せん日 平成27年7月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年7月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	15,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	4本
3等	500,000円	60本
4等	30,000円	900本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
幸運の女神賞	10,000円	6,000本

#### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2159回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2159回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年6月24日から  
平成27年7月7日まで
- 6 抽せん日 平成27年7月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年7月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	19本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	40本
4等	10,000円	400本
5等	3,000円	4,000本
6等	1,000円	20,000本
7等	100円	200,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第11号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2160回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2160回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年7月8日から  
平成27年7月21日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年7月8日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	100本
2 等	50,000円	200本
3 等	10,000円	500本
4 等	3,000円	25,000本

5 等	1,000円	35,500本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第12号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2161回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2161回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年7月22日から  
平成27年8月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年7月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	5本
2 等	100,000円	100本

3	等	10,000円	1,000本
4	等	500円	30,000本
5	等	200円	250,000本
まるちゃん賞		5,000円	25,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第13号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2162回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2162回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
10万通35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年8月17日から  
平成27年9月1日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年9月3日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年9月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2 等	1,000,000円	2本
3 等	100,000円	70本
4 等	5,000円	14,000本
5 等	1,000円	70,000本
6 等	200円	350,000本
夏・キラキラ賞	50,000円	350本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第14号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2163回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2163回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成27年9月2日から  
 平成27年9月15日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成27年9月2日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	5,000,000円	5本
2 等	100,000円	200本
3 等	10,000円	2,165本
4 等	5,000円	12,500本
5 等	1,000円	46,250本
6 等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第15号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2164回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2164回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
 10万通 40組  
 4 証 票 金 額 1枚 100円  
 5 発 売 期 間 平成27年9月9日から  
 平成27年9月25日まで  
 6 抽 せ ん 日 平成27年9月29日  
 7 当せん金支払開始日 平成27年10月5日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	50,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	39本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	40本
4 等	50,000円	400本
5 等	3,000円	4,000本
6 等	1,000円	40,000本
7 等	100円	400,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第16号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2165回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年3月27日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本



・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2165回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年9月16日から  
平成27年9月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年9月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	50本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	30,350本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。